

高齢者虐待防止に関する指針

1. 基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2. 定義

- (1) 身体的虐待高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えることまた、正当な理由なく身体を拘束すること
- (2) 介護・世話の放棄放任意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること
- (3) 心理的虐待高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 性的虐待利用者にワイセツな行為をすること又は利用者にワイセツな行為をさせること
- (5) 経済的虐待本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- (3) 管理・監督職と職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み
- (4) 第三者委員などを導入することによる施設・事業所運営の透明化に関する取り組み
- (5) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- (6) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

4. 虐待発生時の考え方

- (1) 虐待の発見及び通報
 - ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは本指針に沿って対応しなければならない。
 - ② 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合は関係機関に報告し速やかな解決につなげる。

- ③ 入所系サービスは、利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様にすみやかな解決につなげる。
- (2) 虐待に対する職員の責務
- ① 施設内における高齢者虐待は外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
 - ② 虐待防止担当者は施設・事業所において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は苦情解決委員会を開催し、法人本部へ報告すると共に速やかに市町村へ通報しなければならない。

5. 虐待防止責任者と担当者の責務

(1) 虐待防止責任者（管理者）の責務

- ① 虐待内容及び原因の解決策の責務
- ② 虐待防止のため当事者との話し合い
- ③ 虐待防止に関する一連の責任者

(2) 虐待防止担当者（生活相談員）の責務

- ① 利用者からの虐待通報受付
- ② 職員からの虐待通報受付
- ③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告

※ 生活相談員の配置がない事業所は責任者に介護主任、担当者は管理者とする。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるようにする。
この指針は掲示及び公表について各事業管理者の責任において管理する。

7. 虐待防止マニュアルについて

高齢者虐待防止・対応マニュアルに基づいて対応する。